

特別養護老人ホームみどりの丘（ショートステイ）利用料金表

（令和4年10月1日改定）

1. 介護保険が適用される利用料

【併設型ユニット型短期入所生活介護】

（1日あたり）

【併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護】

1割負担の場合

区 分		利用料金	給付額	自己負担額	
①基本利用料	ユ ニ ツ ト 型 個 室	要支援1	5,230円	4,707円	523円
		要支援2	6,490円	5,841円	649円
		要介護1	6,960円	6,264円	696円
		要介護2	7,640円	6,876円	764円
		要介護3	8,380円	7,542円	838円
		要介護4	9,080円	8,172円	908円
		要介護5	9,760円	8,784円	976円
②加算	機能訓練体制加算	120円	108円	12円	
	送迎加算(片道) ※注1	1,840円	1,656円	184円	
	療養食加算 ※注2	240円	216円	24円	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	54円	6円	
③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（上記①+②の8.3%）・・・（①+②）×0.083					
④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（上記①+②の2.3%）・・・（①+②）×0.023					
⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算（上記①+②の1.6%）・・・（①+②）×0.016					
⑥ ①～⑤に地域区分割増（3.3%）を加える・・・（①～⑤の合計）×1.033＝ 利用料合計 ※注3 （この他に次頁に定める食費・居住費が必要となります。）					

※注1 送迎加算は送迎実施日のみ算定します。

※注2 療養食加算は医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供する場合に算定します。
（1食につき80円×1日3食を限度）

※注3 端数を切り上げた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヵ月ごとに国の定める
計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

【食費・居住費】

（1日あたり）

区 分		利用料金	減免額	自己負担額
⑦食費 ※注4	第1段階	朝445円 昼500円 夕500円 計1,445円	1,145円	300円
	第2段階		845円	600円
	第3段階①		445円	1,000円
	第3段階②		145円	1,300円
	第4段階		0円	1,445円
⑧居住費 ※注4	ユ ニ ツ ト 型 個 室	2,006円	1,186円	820円
			1,186円	820円
			696円	1,310円
			0円	2,006円

上表の⑥に上記⑦・⑧を加えた額が1日あたりの利用料の総額となります。

※注4 食費・居住費の負担限度額区分（第1～4段階）については次頁をご覧ください。

【参考：食費・居住費の負担限度額区分（第1～4段階）の目安】

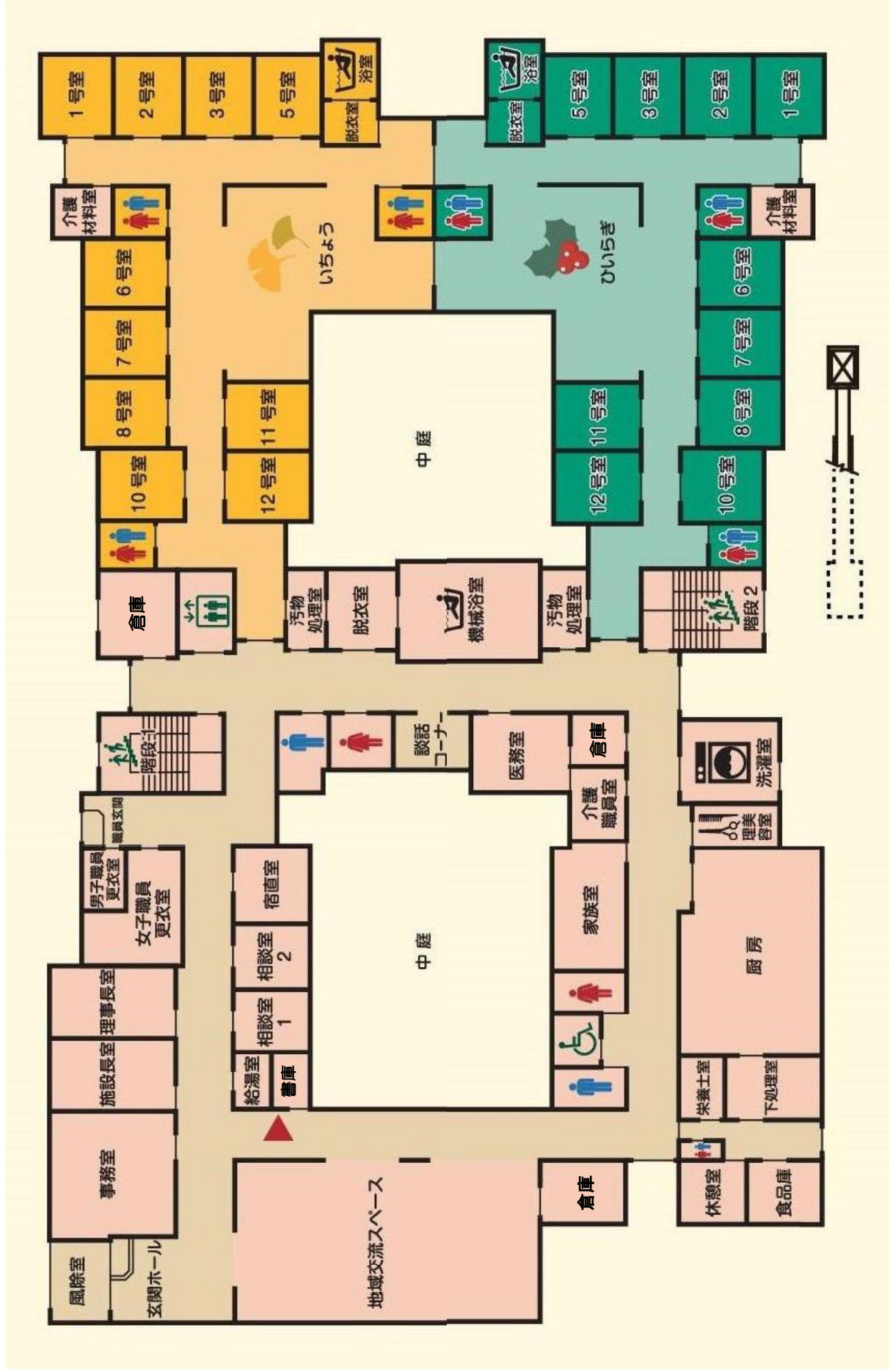
負担段階	所得要件	貯蓄要件
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1000万円以下 夫婦2000万円以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（非課税年金も含む。）＋合計所得金額が80万円以下	単身650万円以下 夫婦1650万円以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（非課税年金も含む。）＋合計所得金額が80万円超120万円以下	単身550万円以下 夫婦1550万円以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（非課税年金も含む。）＋合計所得金額が120万円超	単身500万円以下 夫婦1500万円以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護をご利用の方が市町村に低所得者負担軽減措置の申請を行い、上表の第1～3段階のいずれかに認定された場合には、食費・居住費の自己負担額が軽減されます。なお上表は目安ですので、詳しくは市町村にご相談ください。

2. 介護保険が適用されない利用料（入居者の希望による）

区 分	利 用 料
特別な食事（酒類や出前等）	実費
理髪（施設内にて実施）	1回 2,000円
クラブ活動の材料費	実費
テレビの貸し出し	1日100円
日常生活上必要となる諸費用	実費 ※介護保険の範囲内で提供する日用雑貨類及びおむつ等にかかる費用は除く。
外出時の送迎や買物の代行等	送迎代：運行距離1kmあたり100円 付添代：付添時間15分あたり400円

特別養護老人ホームみどりの丘（1F）



特別養護老人ホームみどりの丘（2F）

